

防地地（事）第 237 号
令和 7 年 4 月 1 日
一部改正 防地地（事）第 284 号
令和 7 年 5 月 9 日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

民生安定施設の助成に係る補助の割合について（通達）

標記について、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 228 号）第 12 条及び附則第 4 項の規定に基づき、別紙第 1 及び別紙第 2 のとおり定められたので通達する。

なお、民生安定施設の助成に係る補助の割合又は額について（防地防第 2568 号。20. 3. 7）は廃止する。

添付書類：別紙第 1 及び別紙第 2

民生安定施設の助成に係る補助の割合について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第12条及び附則第4項の規定により防衛大臣が定める補助の割合（老人福祉センター、一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設、消防施設、農業用施設のうち農民研修施設及び農民集会施設、林業用施設のうち林業研修施設、漁業用施設のうち漁民研修施設、市町村の主たる事務所並びに商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設に係るものを除く。）は、次表のとおりとする。

なお、この通達の施行日までに、防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第4条第1項に規定する補助金等の交付についての指示を受けた事業（防衛施設庁訓令を廃止する訓令（平成19年防衛施設庁訓令第17号）に基づき廃止された防衛施設庁補助金等交付事務取扱規則（昭和39年防衛施設庁訓令第11号）第5条第1項の指示を受けた事業を含む。）に関連し、施行日以降の実施を計画している工事に対し補助金等を交付する場合の補助の割合については、なお従前の例による。

補 助 に 係 る 施 設	沖縄県の区域以外において実施する場合の補助の割合	沖縄県の区域内において実施する場合の補助の割合
有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項第2号に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	10分の8	10分の8
道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。） 改良工事に係るもの 舗装工事に係るもの 舗装補修工事に係るもの 街灯施設	10分の7 10分の7 10分の6 3分の2	10分の8 10分の8 10分の6 3分の2
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設	10分の7.5	10分の7.5
保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号に規定する看護師養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護師養成所	10分の7.5	10分の7.5
電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10分の7.5	10分の7.5
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム	10分の7.5	10分の7.5
公園、緑地その他の公共空地 公園 緑地 屋外運動場 駐車場	10分の6（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5） 3分の2（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5） 3分の2（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5） 3分の2（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5）	10分の6（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5） 3分の2（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5） 3分の2（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5） 3分の2（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5）

水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道	10分の5	3分の2
し尿処理施設又はごみ処理施設 B分のAが200分の1以上30分の1未満のもの B分のAが30分の1以上10分の1未満のもの B分のAが10分の1以上のもの	10分の3 10分の4 10分の5	10分の5.5 10分の6 3分の2
港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7	10分の9.5
農業用施設（農民研修施設及び農民集会施設を除く。） かんがい排水事業（畑地帯総合土地改良事業によるものを除く。）に係るもの ほ場整備に係るもの 農道整備に係るもの 大規模農道整備（受益面積がおおむね300ha以上であつて延長がおおむね5,000m以上であり、かつ全幅員が4m以上の基幹農道の整備）に係るもの 一般農道整備（大規模農道以外の農道の整備）に係るもの 畑地帯総合土地改良事業（畑地帯においてかんがい排水、農道、客土、暗渠排水、農用地造成、区画整理、農地保全及び営農用水利を総合的に実施する事業）に係るもの 団体営土地改良事業に係るもの 農業施設（かんがい排水、耕地整備（暗渠排水又は客土）等の土地改良事業の一部として行う農道、農道橋、索道及び軌道等運搬施設並びに排水施設（畑地帯総合土地改良事業によるものを除く。）） 農地保全事業（農地侵しよく防止並びにこれに関連する排水路、農道及び水路兼用農道の整備）に係るもの 農用地開発事業に係るもの 県営農地開発事業（農道補修石れき除去、客土等による開拓地の整備）に係るもの その他	3分の2	10分の8 10分の7.5 10分の8 10分の7.5 10分の7.5 10分の8 10分の8 10分の7.5 3分の2
林業用施設（林業研修施設を除く。） 林道（新設されるものに限る。） その他	3分の2	10分の8 3分の2
漁業用施設（漁民研修施設を除く。） 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第1号に規定する基本施設又は同条第2号に規定する機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。） 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち水域施設、外かく施設、けい留施設又は臨港交通施設（建設され、又は改良されるものに限る。） その他	3分の2	10分の10 10分の10 3分の2
その他防衛大臣が指定する施設 ヘリポート（航空法（昭和27年法律第231号）第79条ただし書の許可に係るものをいい、被災者の救難又は救助を目的として設置するものに限る。）及びこれと一体とし	10分の7.5	10分の7.5

て設置することが必要な施設		
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第5条第2項の規定により国が買入れた土地又は当該土地及びこれに隣接する土地に設置する次に掲げる施設	10分の7.5	10分の7.5
1 スポーツ又はレクリエーションの用に供する広場とスポーツに関する資料の展示及び講習会その他の催しの用に供する施設とが一体的に設置される施設		
2 地域特産物の展示及び販売の用に供する施設と集会、展示会その他の催しの用に供する広場とが一体的に設置される施設		
航空に関する資料及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく施策に関する資料の展示の用に供する施設と集会、展示会その他の催しの用に供する広場が一体的に設置される施設	10分の7.5	10分の7.5
防災知識の普及を促進するための催しその他防災に関する活動の用に供する施設	10分の7.5	10分の7.5
自衛隊と地域住民との交流を促進するための催しの用に供する施設	10分の7.5	10分の7.5
国際文化交流を促進するための体育施設又は教養文化施設	10分の7.5	10分の7.5
総合的な保健医療及び福祉に関する施設	10分の7.5	10分の7.5
市町村の消防の用に供する庁舎	10分の5	10分の5
除雪機械	10分の7.5	
子育て支援の総合的な推進を図るために必要な施設	10分の7.5	10分の7.5
汚水を処理するための施設		
B分のAが200分の1以上30分の1未満のもの	10分の5.5	10分の6
B分のAが30分の1以上10分の1未満のもの	10分の6	3分の2
B分のAが10分の1以上のもの	3分の2	10分の7.5

注：1 防衛施設の人口：自衛隊員又は外国軍人が常駐している防衛施設にあっては、原則として採択年度の前年度定員（外国軍人にあっては4月1日現在の人員）とし、それによりがたい場合は、し尿処理施設、ごみ処理施設又は汚水を処理するための施設における処理計画量から算出した数とする。また、自衛隊員又は外国軍人が常駐していない防衛施設にあっては、原則として過去3箇年に当該防衛施設を使用した自衛隊員及び外国軍人の総人員を使用日数で除した数とし、別紙第1の表において「A」という。

2 地方公共団体の人口（複数の市町村の地域を対象として広域的に処理する場合を除く。）：し尿処理施設の整備にあっては、し尿とし尿浄化槽汚泥を併せて処理する場合では、計画目標年度における計画処理区域内人口から公共下水道による水洗化人口及び自家処理人口を控除した常住人口とし、し尿浄化槽汚泥のみを処理する場合では、計画目標年度におけるし尿浄化槽による水洗化人口とする。また、ごみ処理施設又は汚水を処理するための施設の整備にあっては、計画目標年度における計画処理区域内人口から自家処理人口を控除した常住人口とし、別紙第1の表において「B」という。

3 複数の市町村の地域を対象として広域的に処理するし尿等処理施設、ごみ処理施設又は汚水を処理するための施設を整備する場合の補助割合については、当該処理施設で処理されるし尿等、ごみ又は汚水を排出する防衛施設が所在する全ての市町村の人口の合計に占める全ての防衛施設の人口の合計の割合に基づき算定するものとする。

補助限度額を定める民生安定施設の助成に係る補助の割合について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第 12 条に規定する民生安定施設のうち、補助限度額を定める施設について、防衛大臣が定める補助の割合は、下記のとおりとする。

ただし、令和 7 年度以降の年度の予算に係る国の補助（令和 6 年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和 7 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用し、令和 6 年度以前の年度の予算に係る国の補助で令和 7 年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和 6 年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和 7 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助については、なお従前の例による。

記

1 老人福祉センター、一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設、農業用施設、林業用施設又は漁業用施設等

老人福祉センター、一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設、農業用施設のうち農民研修施設及び農民集会施設、林業用施設のうち林業研修施設、漁業用施設のうち漁民研修施設、市町村の主たる事務所並びに商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設に係る補助の割合は、次表のとおりとする。

補助に係る施設	補助の割合
老人福祉法第 20 条の 7 に規定する老人福祉センター	3 分の 2（土地の取得に要する費用に係る補助については 10 分の 5）
一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）	3 分の 2（土地の取得に要する費用に係る補助については 10 分の 5）
農民研修施設 農民集会施設 林業研修施設 漁民研修施設	3 分の 2
市町村の主たる事務所	10 分の 5
商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設	3 分の 2

注：1 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱（平成19年訓令第85号）第 3 条に規定する経費に補助の割合を乗じて得た額又は工事が行われる床面積に 1 m²あたり 953 千円及び補助の割合を乗じて得た額のいずれか低い額を補助限度額とする。ただし、土地の取得に要する費用に係る補助については、補助限度額を設けない。

2 表に掲げる施設の整備にあわせて防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第121号）別表第 2 に規定する 1 級工事又は 2 級工事を行うときは、1 級工事の場合にあつては 1 中「953 千円」とあるのは「1,011 千円」と、2 級工事の場合にあつては 1 中「953 千円」とあるのは「988 千円」と読み替えるものとする。

2 消防施設

消防施設の補助の割合は、補助の対象とする経費（以下「事業費」という。）の 3 分の 2 とする。ただし、事業費の額が、次の表に掲げる消防施設の種類の区分に応じ、それぞれ同表に定める基準額（同表の注の規定に従い算定した基準額を含む。）を超える場合には、当該基準額の 3 分の 2 を補助限度額とし、当該補助限度額を事業費で除して得た割合とする。

消防施設の種類	基準額（千円）

消防ポンプ自動車	C D－Ⅱ型	37,873
	C D－Ⅰ型	30,058
水槽付消防ポンプ自動車	Ⅱ型	42,693
	Ⅰ－B型	38,379
	Ⅰ－A型	36,032
化学消防ポンプ自動車	V型	103,241
	Ⅳ型	85,949
	Ⅲ型	82,556
	Ⅱ型	46,613
	Ⅰ型	45,390
	大Ⅱ型	144,010
	大Ⅰ型	102,195
はしご付消防ポンプ自動車	38m級	160,860
	30m級	112,898
	24m級	103,526
	18m級	83,351
	15m級	74,381
屈折はしご付消防ポンプ自動車		87,619

注： 1 消防無線控除

消防専用電話装置を備えないものの基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から525千円を控除した額とする。

2 ホース延長用資機材控除

消防ポンプ自動車にホース延長用資機材（ホース・金具等の資機材を積載したままホースを延長、運搬するための消防用器具をいう。3において同じ。）を積載しない場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から301千円を控除した額とする。

3 動力付ホース延長用資機材加算

消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－B型に限る。）に動力付ホース延長用資機材を積載する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に223千円を加算した額とする。

4 動力昇降装置控除

消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－B型に限る。）に動力昇降装置を装備しない場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から333千円を控除した額とする。

5 吸管巻取装置加算

消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に吸管巻取装置を装備する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に364千円を加算した額とする。

6 四輪駆動控除

消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車を四輪駆動方式としない場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から594千円を控除した額とする。

7 積載ホース控除

消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に積載するホースの本数を10本とする場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から765千円を控除した額とする。

8 積載はしご動力昇降装置加算

消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に積載はしご動力昇降装置を装備する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に865千円を加算した額とする。

9 積雪寒冷地特殊機装加算

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により豪雪地帯の指定を受けた地域において、

消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に寒冷地特有の装備をする場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に890千円を加算した額とする。

10 放射線防護用資機材加算

消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車に放射線防護用資機材（放射性汚染防護服、放射線測定用可搬式測定器及び個人用外部被ばく線量測定器で構成されるものをいう。）を積載する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に1,688千円を加算した額とする。

11 空気呼吸器加算

空気呼吸器、予備ボンベ及びそれらの取付装置を一体として装備するものの基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に2,021千円を加算した額とする。

12 四輪操舵控除

はしご付消防ポンプ自動車及び屈折はしご付消防ポンプ自動車を四輪操舵方式としない場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から10,252千円を控除した額とする。

13 ポンプ控除

はしご付消防ポンプ自動車及び屈折はしご付消防ポンプ自動車にポンプ装置を装備しない場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から1,653千円を控除した額とする。

14 圧縮空気泡消火装置加算

消防ポンプ自動車（C D - I 型に限る。）に圧縮空気泡消火装置及び小型水槽（水槽容量0.6m³以上）を併せて装備する場合の基準額は、その基準額に6,378千円を加算した額とし、水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車に圧縮空気泡消火装置を装備する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に3,835千円を加算した額とする。